

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 基準所得金額の設定に関する調査について（情報提供）

（合計 本紙含め 3 枚）

vol. 124

平成14年4月8日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしくお願いたします。

基準所得金額の設定に関する調査について（情報提供）

厚生労働省老健局
介護保険課企画法令係
平成14年4月 8日

1 趣旨

第1号保険料の第4段階と第5段階の境界となる基準所得金額については、介護保険法施行令第38条第6項において、全国の第1号被保険者の所得分布状況の見込み等を勘案して厚生労働大臣が定める額とされており、介護保険法施行規則第143条において、平成12年度から平成14年度までの基準所得金額は、250万円とされている。

今後、次期事業運営期間（平成15年度からの3年間）における基準所得金額を定めるために、以下の調査を実施することを予定しているので、予めご了承くださいとともに、各市町村における平成14年度の介護保険料賦課に当たっては、平成14年度第一四半期中に上記の調査を実施する予定であることに留意し、必要な準備を進めていただきたい。

2 調査

第1号被保険者の所得区分の実績について、各保険者（市区町村）に対し、以下の内容の調査を行い、当該調査結果を基に設定する。

①調査方法

都道府県で管内全市区町村の状況を集計し、厚生労働省に報告

②調査内容（調査時点：平成14年4月1日時点）

ア 保険料第1段階、第2段階の第1号被保険者数

イ 第1号被保険者のうち市町村民税課税者（第4段階及び第5段階）の合計所得金額の分布状況（例えば、一定の範囲内については10万円区分ごととし、それ以外は一括計上といった方法を予定。）

③調査時期

平成14年6月1日の確定時点以降を予定。

（例）①5月下旬に調査書を配布

②2～3週間程度の期間で各都道府県にて集計、厚生労働省に報告

③厚生労働省で集計し、10月の保険料最終集計前に次期事業運営期間における基準所得金額を公表する予定。

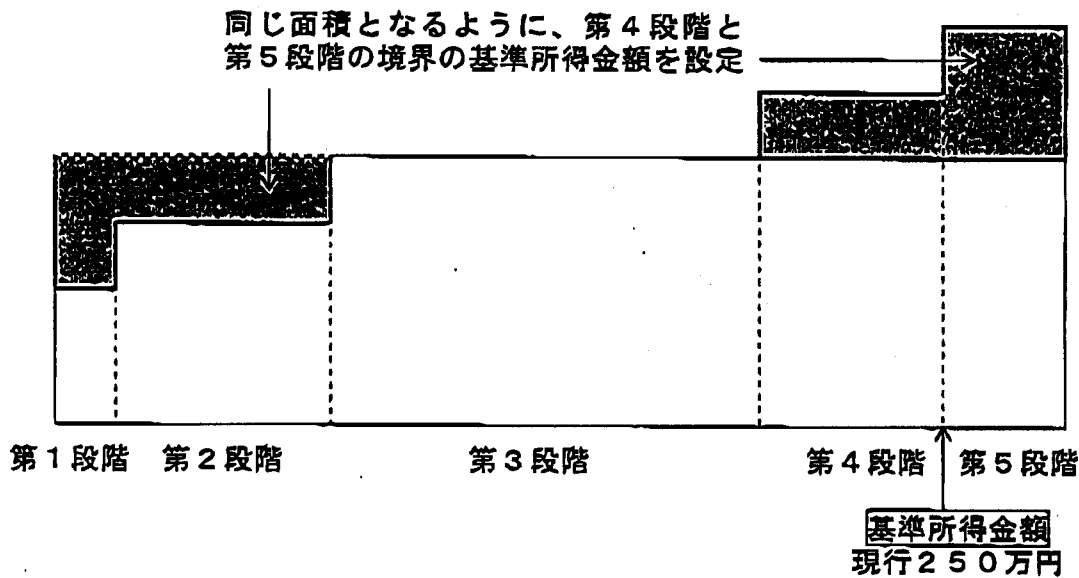
3 留意事項

本調査は介護保険法第202条及び第203条に基づき市町村の介護保険担当部局にて把握できる情報を調査するものである。なお、総務省自治税務局からは、調査内容について、個人情報保護の観点からは問題があるとは言えないものの、税情報であることから、その取扱いには十分留意するよう申し入れのあったことを申し添える。

(参考)

第1号被保険者の介護保険料

| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 平均割合 |
|------|--|------------|-------|
| 第1段階 | 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等 | 基準額 × 0.5 | 2.1% |
| 第2段階 | 市町村民税世帯非課税者等 | 基準額 × 0.75 | 32.0% |
| 第3段階 | 市町村民税本人非課税者等 | 基準額 × 1 | 40.2% |
| 第4段階 | 市町村民税本人課税者（被保険者の合計所得金額が基準所得（現行250万円）未満）等 | 基準額 × 1.25 | 16.5% |
| 第5段階 | 市町村民税本人課税者（被保険者の合計所得金額が基準所得（現行250万円）以上） | 基準額 × 1.5 | 9.2% |



○ 介護保険法施行令第38条第6項

第1項第4号の基準所得金額は、すべての市町村に係る同項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者数の見込数にそれぞれ4分の2又は4分の1を乗じて得た数と、すべての市町村に係る同項第4号又は第5号に該当することとなる第1号被保険者数の見込数にそれぞれ4分の1又は4分の2を乗じて得た数との均衡が図られること等を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該額によることが適当でないことと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が同項各号の区分ごとの第1号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。